

## イメージ⑦ 病児・病後児保育サービス

### ● 子どもの態様に応じた利用

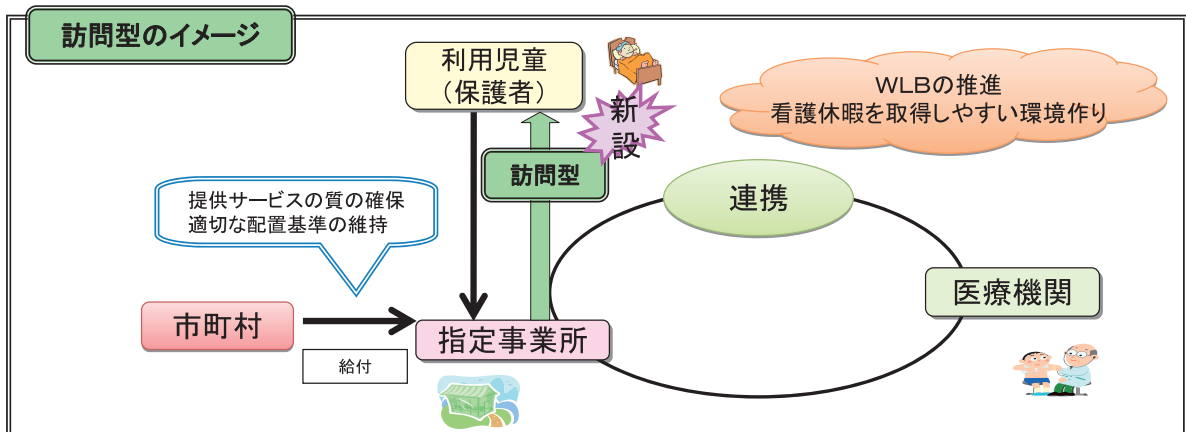
- すべてのこども園(仮称)で看護師を配置することにより体調不良児への対応を強化  
すべてのこども園(仮称)で看護師を配置(安全性と利便性の向上) (保育時間中に体調が悪くなった場合など)

- 施設型病児・病後児保育の提供(単独型、こども園(仮称)・医療機関併設型等を指定)  
(感染症等専用の保育を必要とする場合など)

事業主体が、安定的に運営できるよう、病児・病後児保育サービスの特性を踏まえた稼働率で算定するなど、実態に見合った評価体制・給付体系の構築

- 訪問型の新設(指定事業者)の検討

研修を受けた看護師・保育士等による訪問  
医療機関と連携したサービス提供



## (参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園(仮称)その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。

リフレッシュ、社会的事由等  
専業主婦家庭含め、すべての子育て家庭における様々なニーズに対応

